

国土建第342号
平成28年12月12日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



前払金保証約款の変更について（通知）

標記については、「工事請負契約書の当面の取扱いについて（依頼）（平成28年11月9日国土建第311号国土交通省土地・建設産業局建設業課長通知）」を受け、また、直轄工事の工事請負契約書のうち違約金にかかる条項についての取扱い等を踏まえ、北海道建設業信用保証株式会社、東日本建設業保証株式会社及び西日本建設業保証株式会社より別添（1）のとおり承認申請があり、別添（2）のとおり承認した。

については、各保証事業会社の前払金保証約款について、下記のとおり変更されたので、貴団体におかれてもこの旨を了知いただくとともに、傘下の建設企業に対し周知願いたい。

記

（北海道建設業信用保証株式会社前払金保証約款の改正）

北海道建設業信用保証株式会社前払金保証約款の一部を次のように改正する。

1. 第1条中「請負者（以下本則において「保証契約者」という。）が」の下に「その債務の履行を拒否し、若しくは」を加え、「解除したときに」を「解除したとき、又は次の各号に掲げる者により当該公共工事の請負契約が解除され、保証契約者がその債務の履行を拒否し、若しくは履行することが不能となつたときは」に、「代つて」を「代わつて」に改め、同条に次の各号を加える。
 - 一 保証契約者について破産手続開始の決定があつた場合において破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 保証契約者について更生手続開始の決定があつた場合において会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 保証契約者について再生手続開始の決定があつた場合において民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

2. 第 11 条第 1 項中「被保証者が」を「被保証者は」に、「当該請負契約を解除したのち」を「当該請負契約の解除後」に改める。
3. 特則の 2 第 1 条中「解除をしたときは」を「解除をしたとき、又は本則第 1 条各号に掲げる者により当該公共工事の請負契約が解除され、保証契約者がその債務の履行を拒否し、若しくは履行することが不能となつたときは」に改める。
4. 特則の 2 第 4 条第 1 項中「請負契約を解除したのち」を「当該請負契約の解除後」に改める。

（東日本建設業保証株式会社前払金保証約款の改正）

東日本建設業保証株式会社前払金保証約款の一部を次のように改正する。

1. 第 1 条中「請負者（以下本則において「保証契約者」という。）が」の下に「その債務の履行を拒否し、若しくは」を加え、「解除したときに」を「解除したとき、又は次の各号に掲げる者により当該公共工事の請負契約が解除され、保証契約者がその債務の履行を拒否し、若しくは履行することが不能となつたときは」に、「代つて」を「代わつて」に改め、同条に次の各号を加える。
 - 一 保証契約者について破産手続開始の決定があつた場合において破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 保証契約者について更生手続開始の決定があつた場合において会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - 三 保証契約者について再生手続開始の決定があつた場合において民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
2. 第 11 条第 1 項中「被保証者が」を「被保証者は」に、「当該請負契約を解除したのち」を「当該請負契約の解除後」に改める。
3. 特則の 2 第 1 条中「解除をしたときは」を「解除をしたとき、又は本則第 1 条各号に掲げる者により当該公共工事の請負契約が解除され、保証契約者がその債務の履行を拒否し、若しくは履行することが不能となつたときは」に改める。
4. 特則の 2 第 4 条第 1 項中「請負契約を解除したのち」を「当該請負契約の解除後」に改める。

（西日本建設業保証株式会社前払金保証約款の改正）

西日本建設業保証株式会社前払金保証約款の一部を次のように改正する。

1. 第 1 条中「請負者（以下本則において「保証契約者」という。）が」の下に「その債務の履行を拒否し、若しくは」を加え、「解除したときに」を「解除したとき、又

は次の各号に掲げる者により当該公共工事の請負契約が解除され、保証契約者がその債務の履行を拒否し、若しくは履行することが不能となつたときは」に、「代つて」を「代わつて」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 保証契約者について破産手続開始の決定があつた場合において破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 保証契約者について更生手続開始の決定があつた場合において会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
 - 三 保証契約者について再生手続開始の決定があつた場合において民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
2. 第 11 条第 1 項中「被保証者が」を「被保証者は」に、「当該請負契約を解除したのち」を「当該請負契約の解除後」に改める。
 3. 特則の 2 第 1 条中「解除をしたときは」を「解除をしたとき、又は本則第 1 条各号に掲げる者により当該公共工事の請負契約が解除され、保証契約者がその債務の履行を拒否し、若しくは履行することが不能となつたときは」に改める。
 4. 特則の 2 第 4 条第 1 項中「請負契約を解除したのち」を「当該請負契約の解除後」に改める。

別添（１）



北建保業発第 231 号
平成 28 年 11 月 30 日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

北海道建設業信用保証株式会社

取締役社長 吉田 義一



前払金保証約款の一部変更に関する承認申請書

当社の前払金保証約款の一部を別紙理由により下記のとおり変更したいので、ご承認くださるよう公共工事の前払金保証事業に関する法律第 12 条第 8 項の規定に基づき申請します。

記

北海道建設業信用保証株式会社前払金保証約款本則第 1 条、第 1.1 条及び特則の 2 第 1 条、第 4 条を別添のとおり変更する。

以 上

(申請理由)

平成28年11月9日付国土建第311号「工事請負契約書の当面の取扱いについて(依頼)」により、当社に対し、国土交通省が直轄工事の工事請負契約書のうち違約金に係る条項を改正したことに伴い、直轄工事の工事請負契約書の改正趣旨を踏まえ、前払金保証及び契約保証について対応するよう要請がありました。

この要請に対応するため、当社前払金保証約款を変更する必要があります。

以 上

北海道建設業信用保証株式会社前払金保証約款の一部を次のように改正する。

1. 第1条中「請負者（以下本則において「保証契約者」という。）が」の下に「その債務の履行を拒否し、若しくは」を加え、「解除したときに」を「解除したとき、又は次の各号に掲げる者により当該公共工事の請負契約が解除され、保証契約者とその債務の履行を拒否し、若しくは履行することが不能となつたときは」に、「代つて」を「代わつて」に改め、同条に次の各号を加える。
 - 一 保証契約者について破産手続開始の決定があつた場合において破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 保証契約者について更生手続開始の決定があつた場合において会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 保証契約者について再生手続開始の決定があつた場合において民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
2. 第11条第1項中「被保証者が」を「被保証者は」に、「当該請負契約を解除したのち」を「当該請負契約の解除後」に改める。
3. 特則の2第1条中「解除をしたときは」を「解除をしたとき、又は本則第1条各号に掲げる者により当該公共工事の請負契約が解除され、保証契約者とその債務の履行を拒否し、若しくは履行することが不能となつたときは」に改める。
4. 特則の2第4条第1項中「請負契約を解除したのち」を「当該請負契約の解除後」に改める。

北海道建設業信用保証株式会社前払金保証約款の一部変更新旧対照条文

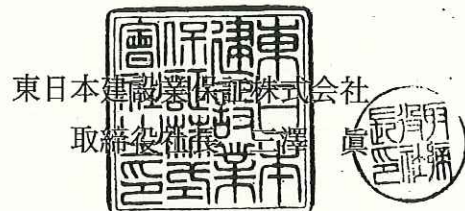
(下線部分は変更部分)

改正案	現行
(当会社の保証する債務) 第1条 当会社は、この約款の定めるところに従い、公共工事に関し、前払金を受けた請負者（以下本則において「保証契約者」という。）がその債務の履行を拒否し、若しくはその責に帰すべき事由により保証証書記載の公共工事の債務を履行しないために、発注者（以下本則において「被保証者」という。）がその公共工事の請負契約を解除したとき、又は次の各号に掲げる者により当該公共工事の請負契約が解除され、保証契約者がその債務の履行を拒否し、若しくは履行することが不能となつたときは、被保証者に対して前払金をした額（出来形払をした額に相当する額を加えた額）から当該公共工事の既済部分に対する代価に相当する額を控除した額を加えた場合においては、前払金をした額を限度とする。以下「保証金」という。）を保証契約者に代わつて支払うものとする。 一 保証契約者について破産手続開始の決定があつた場合において破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管理人 二 保証契約者について更生手続開始の決定があつた場合において会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管理人 三 保証契約者について再生手続開始の決定があつた場合において民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等 (保証金の請求) 第11条 被保証者は、保証金の支払を受けようとするときは、当該請負契約の解除後、遅滞なく、保証金請求書及び請求金額を証明する書類を作成し、これに保証証書その他参考となるべき書類を添えて、当会社に提出しなければならない。 2 被保証者が保証期間の末日の翌日から起算して6か月を経過した日までに前項の請求をしないときは、第1条に規定する当会社の債務は消滅するものとする。 3 当会社は、被保証者が第1項の請求に伴い、公共工事の既済部分に対する代価に相当する額を算定するため の検査を行うときは、当該検査に立ち会うことができるものとする。 特則の2 公共工事契約保証に関する特約条項 (この特約条項により保証する債務) 第1条 当会社は、この特約条項の定めるところに従い、公共工事の請負者（以下この特約条項において「保証契約者」という。）が公共工事の請負契約に係る契約の保証を円滑に付するため必要があり、保証契約者との間で当該請負契約に係る契約保証金の納付に代わる担保としての保証を行う特約（以下この特約条項において「契約保証特約」という。）を付した保証契約を締結した場合においては、発注者（以下この特約条項において「被保証者」という。）が本則第1条の請負契約の解除をしたとき、又は本則第1条各号に掲げる者により当該公共工事の請負契約が解除され、保証契約者がその債務の履行を拒否し、若しくは履行することが不能となつたときは、契約保証特約に係る保証証書に記載された保証金額を限度として、当該請負契約の債務の履行により生ずる損害金に相当する金額（以下この特約条項において「特約保証金」という。）を、保証契約者に代わつて被保証者に対して支払うものとする。 (特約保証金の請求) 第4条 被保証者は、特約保証金の支払を請求するときは、当該請負契約の解除後、遅滞なく、次に掲げる書類を当会社に提出しなければならない。 一 特約保証金請求書 二 請求金額を証明する書類（当会社が必要と認める場合に限る。） 三 契約保証特約に係る保証証書 四 その他参考となるべき書類 2 本則第11条第2項の規定は、前項の請求について準用する。この場合において、「第1条」とあるのは「この特約条項第1条」と読み替えるものとする。	(当会社の保証する債務) 第1条 当会社は、この約款の定めるところに従い、公共工事に関し、前払金を受けた請負者（以下本則において「保証契約者」という。）がその責に帰すべき事由により保証証書記載の公共工事の債務を履行しないために、発注者（以下本則において「被保証者」という。）がその公共工事の請負契約を解除したときに、被保証者に対して前払金をした額（出来形払をしたときは、その金額を加えた額）から当該公共工事の既済部分に対する代価に相当する額を控除した残額（前払金をした額に出来形払をした額を加えた場合においては、前払金をした額を限度とする。以下「保証金」という。）を保証契約者に代わつて支払うものとする。 (保証金の請求) 第11条 被保証者は、保証金の支払を受けようとするときは、当該請負契約を解除したのち、遅滞なく、保証金請求書及び請求金額を証明する書類を作成し、これに保証証書その他参考となるべき書類を添えて、当会社に提出しなければならない。 2 被保証者が保証期間の末日の翌日から起算して6か月を経過した日までに前項の請求をしないときは、第1条に規定する当会社の債務は消滅するものとする。 3 当会社は、被保証者が第1項の請求に伴い、公共工事の既済部分に対する代価に相当する額を算定するため の検査を行うときは、当該検査に立ち会うことができるものとする。 特則の2 公共工事契約保証に関する特約条項 (この特約条項により保証する債務) 第1条 当会社は、この特約条項の定めるところに従い、公共工事の請負者（以下この特約条項において「保証契約者」という。）が公共工事の請負契約に係る契約の保証を円滑に付するため必要があり、保証契約者との間で当該請負契約に係る契約保証金の納付に代わる担保としての保証を行う特約（以下この特約条項において「契約保証特約」という。）を付した保証契約を締結した場合においては、発注者（以下この特約条項において「被保証者」という。）が本則第1条の請負契約の解除をしたときは、契約保証特約に係る保証証書に記載された保証金額を限度として、当該請負契約の債務の不履行により生ずる損害金に相当する金額（以下この特約条項において「特約保証金」という。）を、保証契約者に代わつて被保証者に対して支払うものとする。 (特約保証金の請求) 第4条 被保証者は、特約保証金の支払を請求するときは、請負契約を解除したのち、次に掲げる書類を当会社に提出しなければならない。 一 特約保証金請求書 二 請求金額を証明する書類（当会社が必要と認める場合に限る。） 三 契約保証特約に係る保証証書 四 その他参考となるべき書類 2 本則第11条第2項の規定は、前項の請求について準用する。この場合において、「第1条」とあるのは「この特約条項第1条」と読み替えるものとする。



東建保業第 195 号
平成 28 年 11 月 28 日

国土交通大臣 石井 啓一 殿



前払金保証約款の一部変更に関する承認申請書

当社の前払金保証約款の一部を別紙理由により下記のとおり変更したいので、ご承認くださるよう公共工事の前払金保証事業に関する法律第 12 条第 8 項の規定に基づき申請します。

記

東日本建設業保証株式会社前払金保証約款本則第 1 条、第 11 条及び特則の 2 第 1 条、第 4 条を別添のとおり変更する。

以 上

(申請理由)

平成28年11月9日付国土建第311号「工事請負契約書の当面の取扱いについて(依頼)」により、当社に対し、国土交通省が直轄工事の工事請負契約書のうち違約金に係る条項を改正したことに伴い、直轄工事の工事請負契約書の改正趣旨を踏まえ、前払金保証及び契約保証について対応するよう要請がありました。

この要請に対応するため、当社前払金保証約款を変更する必要があります。

以 上

東日本建設業保証株式会社前払金保証約款の一部を次のように改正する。

1. 第1条中「請負者（以下本則において「保証契約者」という。）が」の下に「その債務の履行を拒否し、若しくは」を加え、「解除したときに」を「解除したとき、又は次の各号に掲げる者により当該公共工事の請負契約が解除され、保証契約者がその債務の履行を拒否し、若しくは履行することが不能となつたときは」に、「代つて」を「代わつて」に改め、同条に次の各号を加える。
 - 一 保証契約者について破産手続開始の決定があつた場合において破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 保証契約者について更生手続開始の決定があつた場合において会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 保証契約者について再生手続開始の決定があつた場合において民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
2. 第11条第1項中「被保証者が」を「被保証者は」に、「当該請負契約を解除したのち」を「当該請負契約の解除後」に改める。
3. 特則の2第1条中「解除をしたときは」を「解除をしたとき、又は本則第1条各号に掲げる者により当該公共工事の請負契約が解除され、保証契約者がその債務の履行を拒否し、若しくは履行することが不能となつたときは」に改める。
4. 特則の2第4条第1項中「請負契約を解除したのち」を「当該請負契約の解除後」に改める。

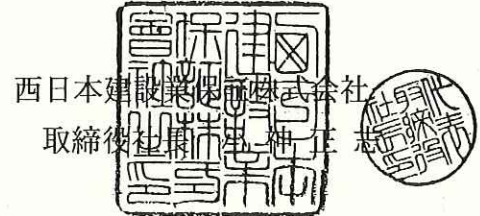
(下線部分は変更部分)

改正案	現行
(当会社の保証する債務) 第1条 当会社は、この約款の定めるところに従い、公共工事に関し、前金私を受けた請負者（以下本則において「保証契約者」という。）がその債務の履行を拒否し、若しくはその責に帰すべき事由により保証証書記載の公共工事の債務を履行しないために、発注者（以下本則において「被保証者」という。）がその公共工事の請負契約が解除され、保証契約者がその債務の履行を拒否し、若しくは履行することが不能となったときは、被保証者に対して前金私をした額（出来形私をした額を加えた額）から当該公共工事の既済部分に対する代価に相当する額を控除した残額（前金私をした額を加えた額）から当該公共工事の既済部分に代わつて支払うものとする。以下「保証金」という。）を保証契約者に代わつて支払うものとする。 一 保証契約者について破産手続開始の決定があつた場合において破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人 二 保証契約者について更生手続開始の決定があつた場合において会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人 三 保証契約者について再生手続開始の決定があつた場合において民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等 (保証金の請求) 第11条 被保証者は、保証金の支払を受けようとするときは、当該請負契約の解除後、遅滞なく、保証金請求書及び請求金額を証明する書類を作成し、これに保証証書その他参考となるべき書類を添えて、当会社に提出しなければならない。 2 被保証者が保証期間の末日の翌日から起算して6か月を経過した日までに前項の請求をしないときは、第1条に規定する当会社の債務は消滅するものとする。 3 当会社は、被保証者が第1項の請求に伴い、公共工事の既済部分に対する代価に相当する額を算定するための検査を行うときは、当該検査に立ち会うことができるものとする。	(当会社の保証する債務) 第1条 当会社は、この約款の定めるところに従い、公共工事に関し、前金私を受けた請負者（以下本則において「保証契約者」という。）がその責に帰すべき事由により保証証書記載の公共工事の債務を履行しないために、発注者（以下本則において「被保証者」という。）がその公共工事の請負契約を解除したときに、被保証者に対して前金私をした額（出来形私をしたときは、その金額を加えた額）から当該公共工事の既済部分に対する代価に相当する額を控除した残額（前金私をした額に出来形私をした額を加えた場合においては、前金私をした額を限度とする。以下「保証金」という。）を保証契約者に代つて支払うものとする。 (保証金の請求) 第11条 被保証者が、保証金の支払を受けようとするときは、当該請負契約を解除したのち、遅滞なく、保証金請求書及び請求金額を証明する書類を作成し、これに保証証書その他参考となるべき書類を添えて、当会社に提出しなければならない。 2 被保証者が保証期間の末日の翌日から起算して6か月を経過した日までに前項の請求をしないときは、第1条に規定する当会社の債務は消滅するものとする。 3 当会社は、被保証者が第1項の請求に伴い、公共工事の既済部分に対する代価に相当する額を算定するための検査を行うときは、当該検査に立ち会うことができるものとする。
特則の2 公共工事契約保証に関する特約条項 (この特約条項により保証する債務) 第1条 当会社は、この特約条項の定めるところに従い、公共工事の請負者（以下この特約条項において「保証契約者」という。）が公共工事の請負契約に係る契約の保証を円滑に付するため必要があり、保証契約者との間で当該請負契約に係る契約保証金の納付に代わる担保としての保証を行う特約（以下この特約条項において「契約保証特約」という。）を付した保証契約を締結した場合においては、発注者（以下この特約条項において「被保証者」という。）が本則第1条の請負契約の解除をしたとき、又は本則第1条各号に掲げる者により当該公共工事の請負契約が解除され、保証契約者がその債務の履行を拒否し、若しくは履行することが不能となったときは、契約保証特約に係る保証証書に記載された保証金額を限度として、当該請負契約の債務の不履行により生ずる損害に相当する金額（以下この特約条項において「特約保証金」という。）を、保証契約者に代わつて被保証者に対して支払うものとする。 (特約保証金の請求) 第4条 被保証者は、特約保証金の支払を請求するときは、当該請負契約の解除後、遅滞なく、次に掲げる書類を当会社に提出しなければならない。 一 特約保証金請求書 二 請求金額を証明する書類（当会社が必要と認める場合に限る。） 三 契約保証特約に係る保証証書 四 その他参考となるべき書類 2 本則第11条第2項の規定は、前項の請求について準用する。この場合において、「第1条」とあるのは「この特約条項第1条」と読み替えるものとする。	特則の2 公共工事契約保証に関する特約条項 (この特約条項により保証する債務) 第1条 当会社は、この特約条項の定めるところに従い、公共工事の請負者（以下この特約条項において「保証契約者」という。）が公共工事の請負契約に係る契約の保証を円滑に付するため必要があり、保証契約者との間で当該請負契約に係る契約保証金の納付に代わる担保としての保証を行う特約（以下この特約条項において「契約保証特約」という。）を付した保証契約を締結した場合においては、発注者（以下この特約条項において「被保証者」という。）が本則第1条の請負契約の解除をしたときは、契約保証特約に係る保証証書に記載された保証金額を限度として、当該請負契約の債務の不履行により生ずる損害に相当する金額（以下この特約条項において「特約保証金」という。）を、保証契約者に代わつて被保証者に対して支払うものとする。 (特約保証金の請求) 第4条 被保証者は、特約保証金の支払を請求するときは、請負契約を解除したのち、遅滞なく、次に掲げる書類を当会社に提出しなければならない。 一 特約保証金請求書 二 請求金額を証明する書類（当会社が必要と認める場合に限る。） 三 契約保証特約に係る保証証書 四 その他参考となるべき書類 2 本則第11条第2項の規定は、前項の請求について準用する。この場合において、「第1条」とあるのは「この特約条項第1条」と読み替えるものとする。



西建保発第56号
平成28年11月29日

国土交通大臣 石井 啓一 殿



前払金保証約款の一部変更に関する承認申請書

当社の前払金保証約款の一部を別紙理由により下記のとおり変更したいので、ご承認くださるよう公共工事の前払金保証事業に関する法律第12条第8項の規定に基づき申請します。

記

西日本建設業保証株式会社前払金保証約款本則第1条、第11条及び特則の2第1条、第4条を別添のとおり変更する。

以 上

(別紙)

(申請理由)

平成28年11月9日付国土建第311号「工事請負契約書の当面の取扱いについて(依頼)」により、当社に対し、国土交通省が直轄工事の工事請負契約書のうち違約金に係る条項を改正したことに伴い、直轄工事の工事請負契約書の改正趣旨を踏まえ、前払金保証及び契約保証について対応するよう要請がありました。

この要請に対応するため、当社前払金保証約款を変更する必要があります。

以 上

(別添)

西日本建設業保証株式会社前払金保証約款の一部を次のように改正する。

1. 第1条中「請負者（以下本則において「保証契約者」という。）が」の下に「その債務の履行を拒否し、若しくは」を加え、「解除したときに」を「解除したとき、又は次の各号に掲げる者により当該公共工事の請負契約が解除され、保証契約者がその債務の履行を拒否し、若しくは履行することが不能となつたときは」に、「代つて」を「代わつて」に改め、同条に次の各号を加える。
 - 一 保証契約者について破産手続開始の決定があつた場合において破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 保証契約者について更生手続開始の決定があつた場合において会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 保証契約者について再生手続開始の決定があつた場合において民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
2. 第11条第1項中「被保証者が」を「被保証者は」に、「当該請負契約を解除したのち」を「当該請負契約の解除後」に改める。
3. 特則の2第1条中「解除をしたときは」を「解除をしたとき、又は本則第1条各号に掲げる者により当該公共工事の請負契約が解除され、保証契約者がその債務の履行を拒否し、若しくは履行することが不能となつたときは」に改める。
4. 特則の2第4条第1項中「請負契約を解除したのち」を「当該請負契約の解除後」に改める。

改正案	現行
(当会社の保証する債務)	(当会社の保証する債務)
第1条 当会社は、この約款の定めるところに従い、公共工事に関し、前金払を受けた請負者（以下本則において「保証契約者」という。）がその債務の履行を拒否し、若しくはその責に帰すべき事由により保証証書記載の公共工事の債務を履行しないために、発注者（以下本則において「被保証者」という。）がその公共工事の請負契約を解除したとき、又は次の各号に掲げる者により当該公共工事の請負契約が解除され、保証契約者がその債務の履行を拒否し、若しくは履行することが不能となつたときは、被保証者に対して前金払をした額（出来形払をしたときは、その金額を加えた額）から当該公共工事の既済部分に対する代価に相当する額を控除した残額（前金払をした額に出来形払を加えた額においては、前金払をした額を限度とする。以下「保証金」という。）を保証契約者に代わつて支払うものとする。	第1条 当会社は、この約款の定めるところに従い、公共工事に関し、前金払を受けた請負者（以下本則において「保証契約者」という。）がその責に帰すべき事由により保証証書記載の公共工事の債務を履行しないために、発注者（以下本則において「被保証者」という。）がその公共工事の請負契約を解除したとき、被保証者に対して前金払をした額（出来形払をしたときは、その金額を加えた額）から当該公共工事の既済部分に対する代価に相当する額を控除した残額（前金払をした額に出来形払を加えた額においては、前金払をした額を限度とする。以下「保証金」という。）を保証契約者に代わつて支払うものとする。
一 保証契約者について破産手続開始の決定があつた場合において破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管理人	
二 保証契約者について更生手続開始の決定があつた場合において会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人	
三 保証契約者について再生手続開始の決定があつた場合において民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等	
(保証金の請求)	(保証金の請求)
第11条 被保証者は、保証金の支払を受けようとするときは、当該請負契約の解除後、遅滞なく、保証金請求書及び請求金額を証明する書類を作成し、これに保証証書その他参考となるべき書類を添えて、当会社に提出しなければならない。	第11条 被保証者が、保証金の支払を受けようとするときは、当該請負契約を解除したのち、遅滞なく、保証金請求書及び請求金額を証明する書類を作成し、これに保証証書その他参考となるべき書類を添えて、当会社に提出しなければならない。
2 被保証者が保証期間の末日の翌日から起算して6か月を経過した日までに前項の請求をしないときは、第1条に規定する当会社の債務は消滅するものとする。	2 被保証者が保証期間の末日の翌日から起算して6か月を経過した日までに前項の請求をしないときは、第1条に規定する当会社の債務は消滅するものとする。
3 当会社は、被保証者が第1項の請求に伴い、公共工事の既済部分に対する代価に相当する額を算定するための検査を行うときは、当該検査に立ち会うことができるものとする。	3 当会社は、被保証者が第1項の請求に伴い、公共工事の既済部分に対する代価に相当する額を算定するための検査を行うときは、当該検査に立ち会うことができるものとする。
特則の2	特則の2
公共工事契約保証に関する特約条項	公共工事契約保証に関する特約条項
(この特約条項により保証する債務)	(この特約条項により保証する債務)
第1条 当会社は、この特約条項の定めるところに従い、公共工事の請負者（以下この特約条項において「保証契約者」という。）が公共工事の請負契約に係る契約保証金の納付に代わる担保としての保証を行う特約（以下この特約条項において「契約保証特約」という。）を付した保証契約を締結した場合においては、発注者（以下この特約条項において「被保証者」という。）が本則第1条の請負契約の解除をしたとき、又は本則第1条各号に掲げる者により当該公共工事の請負契約が解除され、保証契約者がその債務の履行を拒否し、若しくは履行することが不能となつたときは、契約保証特約に係る保証証書に記載された保証金額を限度として、当該請負契約の債務の不履行により生ずる損害金に相当する金額（以下この特約条項において「特約保証金」という。）を、保証契約者に代わつて被保証者に対して支払うものとする。	第1条 当会社は、この特約条項の定めるところに従い、公共工事の請負者（以下この特約条項において「保証契約者」という。）が公共工事の請負契約に係る契約保証金の納付に代わる担保としての保証を行う特約（以下この特約条項において「契約保証特約」という。）を付した保証契約を締結した場合においては、発注者（以下この特約条項において「被保証者」という。）が本則第1条の請負契約の解除をしたときは、契約保証特約に係る保証証書に記載された保証金額を限度として、当該請負契約の債務の不履行により生ずる損害金に相当する金額（以下この特約条項において「特約保証金」という。）を、保証契約者に代わつて被保証者に対して支払うものとする。
(特約保証金の請求)	(特約保証金の請求)
第4条 被保証者は、特約保証金の支払を請求するときは、当該請負契約の解除後、遅滞なく、次に掲げる書類を当会社提出しなければならない。	第4条 被保証者は、特約保証金の支払を請求するときは、請負契約を解除したのち、遅滞なく、次に掲げる書類を当会社提出しなければならない。
一 特約保証金請求書	一 特約保証金請求書
二 請求金額を証明する書類（当会社が必要と認める場合に限る。）	二 請求金額を証明する書類（当会社が必要と認める場合に限る。）
三 契約保証特約に係る保証証書	三 契約保証特約に係る保証証書
四 その他参考となるべき書類	四 その他参考となるべき書類
2 本則第11条第2項の規定は、前項の請求について準用する。この場合において、「第1条」とあるのは「この特約条項第1条」と読み替えるものとする。	2 本則第11条第2項の規定は、前項の請求について準用する。この場合において、「第1条」とあるのは「この特約条項第1条」と読み替えるものとする。

国土建第 339 号
平成 28 年 12 月 12 日

北海道建設業信用保証株式会社
取締役社長 吉田 義一 殿

国土交通大臣 石井 啓一

前払金保証約款の一部変更に関する承認について（承認）

平成 28 年 11 月 30 日付け北建保業発第 231 号により、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 12 条第 8 項の規定に基づき申請のあった標記については、申請のとおり承認するので、同条第 9 項において準用する同条第 7 項の規定により通知する。

国土建第340号
平成28年12月12日

東日本建設業保証株式会社
取締役社長 三澤 眞 殿

国土交通大臣 石井 啓一

前払金保証約款の一部変更に関する承認について（承認）

平成28年11月28日付け東建保業第195号により、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第12条第8項の規定に基づき申請のあった標記については、申請のとおり承認するので、同条第9項において準用する同条第7項の規定により通知する。

国土建第341号
平成28年12月12日

西日本建設業保証株式会社
取締役社長 小神 正志 殿

国土交通大臣 石井 啓一

前払金保証約款の一部変更に関する承認について（承認）

平成28年11月29日付け西建保発第56号により、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第12条第8項の規定に基づき申請のあった標記については、申請のとおり承認するので、同条第9項において準用する同条第7項の規定により通知する。